



ライター火遊び事故から、
子どもを守りましょう。

子どもを守る、ライター4か条



1 子どもの手の届くところに、ライターを置かない。

子どものライター遊びが原因とみられる痛ましい火災事故が相次いでいます。おとながライターの保管に十分に気をつけることが、いちばんの事故防止策です。できれば、幼い子どもだけを車や家に置いていくことも極力避けてください。さらに、ライターは正しく処分し、通学路や公園など子どものいる公共の場所で、絶対にライターを投棄しないでください。



3 ライターの火遊びを見たら、すぐに注意してやめさせる。

子どもは、すぐにおとなの真似をしたがります。おとなが使うライターや火そのものに興味を持ち、ライターを使って子どもだけで火遊びをする例が多く見られます。子どもを危険な目に遭わせないためには、社会全体で注意するという取組みが欠かせません。子どもの火遊びを発見したら、すぐにやめさせ、強く注意してください。



2 子どもにライターを触らせない、点火させない。

子どもは元来、好奇心旺盛です。火を点ける器具という認識がないままライターを着火して、火傷するケースがあとを絶ちません。日頃から、子どもにはライターを触らせない、ライターで遊ばせない、という習慣をまず家庭で徹底させましょう。



4 理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教える。

火は生活に欠くことのできない大切なものですが、取り扱いをひとつ間違えると大変な危険をもたらします。家庭や学校、地域社会において、火遊びの危険性や火の適切な取り扱いについてしっかりと子どもたちに教えることが重要です。



ライターの使用後は、消火を必ず確認しましょう！

使い捨てライター使用後、消火を確認せず、火が消えずに残っている「残り火」状態のままライターをポケットに入れ、衣類が焼けてしまったり、火傷をしたりする事故が起こっています。

一般社団法人日本喫煙具協会では、消費者の方を不慮の事故から守るために、従前からライターの安全性に関する注意喚起を行っています。

残り火事故を防ぐために次の2つを確認しましょう！

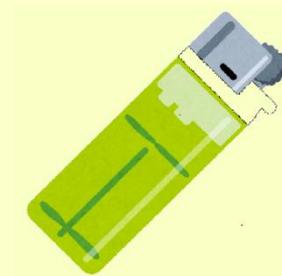
■顔、衣類から離して点火し、消火を確認する。

顔から離して点火し、それから口元のたばこに火を近づけて着火するという習慣づけが必要です。

■残り火・ガス漏れの原因となる異物混入のないことを確認する。

使用後は必ず火が消えていることを確認して下さい。まれに糸くずや砂利等が操作部に挟まり、残り火の原因となることがありますので、注意が必要です。

残り火は小さく、気づかない恐れがあるので、使用後は完全に火が消えていることを確認しましょう。



旧型の使い捨てライターは処分しましょう！

消費生活用製品安全法の改正により、平成23年9月27日から子どもが簡単に点火できない「CR(チャイルドレジスタンス)機能」を備え、国が定めたマーク「PSCマーク」が付いたものでなければ販売が禁止されています。

CR規制後、ライターの火遊びによる火災のうち、5歳以下の子どもによる件数は着実に減少しているものの、規制前の旧型の使い捨てライターが多くの家庭に保管されている可能性があり、そのライターが原因と思われる火災が起きています。特に小さな子どもがいるご家庭は、子どもの火遊び事故を防ぐために、旧型の使い捨てライターは早めに処分してください。(ライターの処分方法については、本会HP「ライターの処理方法」を参照ください。)

また、CR機能を備えたライターであっても、ライターを使用する大人が幼児の手の届くような場所にライターを置かないなど、最善の注意が必要です。子どもの火遊び事故をなくすためにも、周囲の大人が責任をもって保管するよう日頃から心がけてください。

